

〔訳注〕
南宋・洪邁『夷堅志』の史的研究活用に向けて（七）

藤 本 猛
梅 村 尚 樹
須 江 隆

はじめに

筆者らは、平成三一年度に『夷堅志』共同研究のプロジェクト「南宋・洪邁『夷堅志』の史的研究活用に向けた史料性及び全容の解明と情報ツールの構築」（研究代表者・須江隆⁽¹⁾）を立ち上げて以来、その成果として既に、「南宋・洪邁『夷堅志』の史的研究活用に向けて（一）（二）（三）（四）（五）」を公表してきた⁽²⁾。さらに「同（六）」も公刊が予定されている⁽³⁾。本稿は、こうした我々の『夷堅志』共同研究プロジェクトの一連の研究過程における七つ目の成果である。『夷堅志』支甲巻第二及び巻第三に含まれる五話の訳注稿【原文】【現代語訳】【注釈】【解説】【キーワード】と、それらの各逸話から抽出したキーワード等の情報を一覧表化したものを呈示することをねらいとしている。

本稿の「はじめに」及び「むすびにかえて」の部分と全体の監修は須江隆（日本大学教授）が、訳注稿のうち「九龍廟」（第一節）と「常璠牛」（第二節）は藤本猛（京都女子大学准教授）が、「胡焯僕」（第三節）と「姜彦榮」（第五節）は

梅村尚樹（北海道大学准教授）が、「熊二不孝」（第四節）は須江隆が主に担当した。但し各訳注稿の内容検討に当たっては、プロジェクトメンバーの江川式部（國學院大学准教授）、榎並岳史（新潟大学職員）、小島浩之（東京大学講師）、高橋亨（東北大学学術研究員）、津田資久（国士館大学教授）、村田岳（神田外語学院職員）、渡辺健哉（大阪公立大学教授）の助力を得ている。

なお本稿では、現存するテキストで原本に最も近いとされる、一九二七年に涵芬楼が出版した張元濟『新校輯補夷堅志』二〇六巻を底本とする、中華書局点校本をテキストとして使用した。ただし、【原文】に付した句読点については、【現代語訳】に即して若干の変更をしている場合もある。

一、『夷堅志』支甲卷第二「九龍廟」訳注稿

【原文】九龍廟

漳州白龍谷陶人梁氏、世世以陶冶爲業、其家極豐腴。乃立十窯、皆燒瓦器、唯一窯所成最善、餘九所每斷火取器、率窳邪不正、及粥〔當爲「鬻」之誤〕於市、則人爭售之。凡出盡然、固莫知其所以也。谷中故有祠曰白龍廟、蓋因谷得名、靈響寂寂、不爲鄉社所敬。梁夢龍翁化爲人來見曰「吾有九子、今皆長立、未有攸處、分寄身於汝家窯下。前此陶甓時、往往致力、陰助與汝。」梁曰「九窯之建、初未嘗得一好器物、常以爲念、何助之云。」龍曰「汝一何不悟、器劣而獲厚利、豈非吾兒所致耶。」梁方竦然起拜謝。龍曰「汝苟能與之創廟、異時又將大獲福矣。」許之而覺。即日呼匠治材、立新祠於舊址、設老龍像正中坐、東西列九位以奉其子。迨畢功、居民遠近和會、瞻禮歡悅。其後以亢陽禱祈雨、不移日而降。梁之生理益富於昔云。

【現代語訳】九龍廟

漳州¹（漳州府？）白竜谷²の陶人梁氏は、代々陶治を生業とし、その家は非常に裕福であった。そこで十箇所の窯を作って、そのすべてで素焼きの器を焼いていたが、ただ一つの窯だけが非常に上手く焼け、あとの九箇所は火を消して器を取り出すと、だいたい歪んだり曲がったりして均整でないのだが、市で売りに出すと、人々は争ってこれらを買った。売りに出したときはいつでもそうなるが、全くその理由が分からなかった。

谷の中にはもともと祠があつて白竜廟と言つたが、おそらく谷の名から名付けられたもので、その御利益の噂は広まつておらず、地元の人々に敬われてはいなかった。梁氏は夢で竜の翁が人の姿に化して会いにやって来て、「吾には九人の子³がおり、今はみな成長して独立しているが、まだ落ち着く場所がないので、分かれて汝の家の窯の下に居候しておる。これまで陶製の壺を焼く時、いつも力を發揮して陰かに汝を助けてきたのだ」と言つた。梁は言つた。「九つの窯は建ててから一つも良い器物が出来たことがなく、いつも気にかけていたが、どうしてそれで『助けている』などと言ふのか。」竜は言つた。「汝は全く分かつておらん。器が良くないのに多く利益を得ているのは、我が子らのお蔭に他ならない。」はじめて梁はかしこまつて起ちあがり、お礼を申し上げた。竜は言つた。「汝がもしも息子らに廟を建てる事が出来たならば、今後また大いに福を得られよう。」梁が承諾したところで目が覚めた。

梁はその日のうちに職人を呼んで資材を調達させ、もとあつた場所に新たな祠を建てて、老竜の像を真正面に据え、東西に九つ台座を並べて、そこに竜の子らを祀つた。再建が終わると、近くに住む民らが各地から相集い、礼拝して悦びあつた。その後、日照りのときに雨乞いをする、その日のうちに雨が降つた。梁の生計は以前よりもますます豊かになつたという。

【注釈】

(1) 潼州という名称の州は存在せず、おそらくは潼川(府)の誤りと思われる。潼川府はもと梓州で、重和元年十一月己巳に潼川府となった(『宋史』巻二一、徽宗本紀)。『宋史』巻八九、地理志「潼川府、緊、梓潼郡、劍南東川節度。本梓州。乾德四年、改靜戎軍、置東關縣。太平興國中、改安靜軍。端拱二年、爲東川、元豐三年、復加「劍南」二字。重和元年、升爲府。舊兼提舉梓州果渠、懷安廣安軍兵馬巡檢盜賊公事。乾道六年、升瀘南爲潼川府路安撫使。崇寧戸一十萬九千六百九、口四十四萬七千五百六十五。」

(2) 白龍谷については他書に見えず、不詳。

(3) 原文「郷社」をここでは漠然と「地元の人々」と訳出したが、あるいはこの龍神への信仰を中心とした祭祀共同体を指す可能性もあり、その場合は「この白龍廟を祭祀する組織は存在していなかった」となる。このような様々な共同体の存在については、例えば斯波義信「中国の祭祀共同体について」(『社会経済史学』四四巻四号、一九七九年)を参照。

(4) 本話においてはこの龍の九子に関する具体的な言及がないが、のち明・清代での伝承では、龍には九子あるといわれていた。例えば、謝肇淛『五雜俎』巻九「龍生九子。蒲牢好鳴、囚牛好音、蚩吻好吞、嘲風好險、睚眦好殺、負屭好文、狴犴好訟、狻猊好坐、霸下好負重。」とある。張競『天翔るシンボルたち―幻想動物の文化誌』農山漁村文化協会、二〇〇二年、一八六―一八八頁参照。

【解説】

本話は、龍のお蔭で成功していた陶工の梁氏が、夢で龍からそれに気づかさされ、報いるために私費で廟を建て直して

さらに繁栄したという話である。具体的な地名については、他書で確認できるものがないため、本話を特定の歴史的出来事として捉えることは難しい。一方でその内容から、当時の社会状況などを窺うことはできる。

まずは陶工についてである。本話での梁氏は十箇所もの窯を使って、かなり大量の陶器を生産していたことが知られ、それを市で売ることで生計を立て、かなり裕福であったという。その製品は釉薬を使わない陶器で、市で売っていたことから、一般の人々に生活用品としての陶器を販売していたのであろう。それで十分に生計が立てられていたのである。美術作品として陶磁器があった北宋時代と比べ、南宋時代になると陶磁器が人々の生活に浸透し、大量生産の時代に入ったといわれるが（『世界美術大全集 東洋編』六（南宋・金）、小学館、二〇〇〇年、「陶磁器」（中澤富士雄氏執筆）、まさに本話はそのような様相を反映したものである。ここでは、高級品であったときには当然破棄されるような歪んだ陶器も販売されており、それがまたよく売れていたとされる。使用するのに問題がなければ、形の崩れを気にしないというのは、現代の感覚と同じである。またそれが飛ぶように売れたというのは、本話における誇張（龍の靈力による恩恵）ではあろうが、そのとき販売価格がどう設定されていたかなどが気にはなるものの、残念ながら言及されていない。同じように成形した器が一つの窯では上手く焼けているのに、別の窯では歪むというのは、窯の中における火加減による「窯変」によるものである。これは天の配剤による偶然のなせるものだが、一方で陰陽不調・五行紊乱を示す凶兆とも捉えられ、均質さを尊ぶ中国の窯業界では不吉なものと考えられた。したがって官窯などではすぐに廃棄されるものだった（彭丹「国宝茶碗に見える日本文化の矛盾と相克」『日本研究』四五、二〇一二年）。このことをふまえれば、本話ではその天の意思が具現化した火と、龍という幻想動物が結びつけられているということになり、一方で祈雨に靈験を現すことから、水とも結びつけられている。龍という神格がどのようにイメージされていたのかも、本話から読み取ることができらるだろう。

さらに、その龍の子が九人（九匹）ということも注目に値する。注で述べたように、明・清代になると龍の子は九人（九匹）ということが一般的に理解されていたという。その背景には、当時、龍が皇帝の専用物となるに従い、龍と酷似した幻想動物らが厳密には龍ではないものとされ、龍になれなかった龍の子とされていったことがあるだろう。その子らに特定の名称と特徴が付与されるようになったのが明・清代であるのだろうが、そもそも「九」というのは最大の陽数で特別な意味を持っていたから、まずその数が龍と結びつけられる段階があったとも推測できる。本話で何気なく出てきた龍の九子とは、のちの伝承の形成途上にあつたと捉えることもできるのではないだろうか。

【キーワード】

白龍谷、陶人梁氏、陶冶、窯、瓦器、窠邪不正、白龍廟、龍翁、龍九子、郷社、亢陽、祈雨

二、『夷堅志』支甲卷第二「常瑤牛」訳注稿

【原文】常瑤牛

常瑤、晉州平陽人。父爲里胥、蚤死、母攜之再嫁富民康德休。爲人落魄亡賴。德休與錢三千緡、使爲區肆、由是生理自給、而瑤事繼父略不知恩。經數年、德休死、視如路人、盡竊其貲。甫三十歲、強壯無疾、忽作牛鳴一聲而斃。是夕、康氏牛產犢、一蹄出背上、朱書其姓名二字於脅間。德休二子讀書識義、不忍露其醜蹟、匿之舍後。牛鳴吼叫跳、觸籬而出、奔迸邑市、觀者以故盡知之。康氏遣數健僕闌逐、不可得、徑趨深谷中、不復至。

【現代語訳】常珩牛

常珩は晋州平陽^①の人である。父は里正^②だったが早くに亡くなり、母は常珩をかかえて、富民の康徳休に再嫁した。珩の本性は放蕩で無頼であった。徳休は錢三千緡を与えて、ひとかどの商店を営ませ^③、それによって生計を自分で賄わせたが、珩は継父に対してほとんど恩を感じていなかった。

数年経って徳休が亡くなったが、珩はまるで他人事のように、その遺産をすべて盗みとってしまった。ようやく三十歳になったばかりのとき、身体は壮健で病氣一つなかったのに、突然牛になって一声鳴いて死んだ。この夜、康氏のところで飼われている牛が子牛を産んだが、蹄が一つ背中の上につき出ており、両脇の間（胸の部分か）にはその姓名二字（常珩）が朱色で書かれていた。徳休の二人の子は儒学を学んでいて仁義を知っていたので、常珩が醜態をさらすこと忍びがたく、子牛を牛舎の後ろに隠した。しかし子牛は叫び声をあげて飛び出し、垣根にぶつかって出ていき、市場に走り逃げ、それを見た者に事情はすっかり知られてしまった。康氏の二人は数人の頑強な下僕らに子牛を止めるように追わせたが、出来ず、子牛はまっしぐらに深い谷の中に走って行ってしまい、もう二度と戻ってこなかった。

【注釈】

① 晋州は平陽府で、現在の山西省臨汾市。『宋史』卷八六、地理志二、河東路、平陽府「平陽府、望、平陽郡、建雄軍節度。本晋州、政和六年、升爲府。崇寧戸七萬五千九百八、口一十八萬三千二百五十四。」

② 「里胥」は、『宋史』卷一七三、食貨志に載る太平興國中の詔では「郷三老」と並称されており、これについて『宋史食貨志訳注』（一）（和田清編、東洋文庫、一九六〇年）は、同内容の詔が載る『宋會要輯稿』食貨一―一六三、太平興國七年閏十二月条で「里正・村耆」とされていることから、「本文の郷三老・里胥は郷の里正や村の耆老を指す

ものである」(二二頁)とする。

(3) 原文は「區肆」だが、何を意味するのかが判然としない。手がかりとなる元手の錢三千緡はかなりの大金で、例えば『夷堅志』支乙卷十「陳氏貸宅」では南宋の一一七六年頃のこととして、没落した陳玠という人物が増築した豪邸を売りに出しているが、その値は「二千餘緡」であった。また、『夷堅志』支甲卷八「哮喘張二」では、丁二郎が行商の張二に対して、「何以不作區肆而行買僕僕」と問いかけ、やはり資金(數百緡)を提供している。さらに新旧『唐書』の食貨志にも「區肆」が登場するが、当該箇所を渡邊信一郎『舊唐書』食貨志譯注(汲古書院、二〇一八年)は「市肆」と訳している(二二七頁上段)。以上、元手の錢が優に屋敷を買えるほどの大金であること、行商と対にして表現されていること、「區」が一定の区切られた土地、「肆」に店という意味があることから、ここでは商店・店舗を営ませたと解しておく。

ちなみに『漢書』卷六七、胡建伝には、「穿北軍壘垣以爲賈區」という文があり、顔師古は「區者、小室之名、若今小庵屋之類耳。」と述べる。ここでの「區」は小屋のようなものとされており、そうすると「區肆」は小店舗、売店ということになる。本話における高額の資金との整合性は気になるものの、やはり商店・店舗を指す語に「區」が用いられていることが分かる。

【解説】

恩知らずな無頼が突然死し、牛に生まれ変わった話である。同じ話は『夷堅志』甲志卷一七「人死為牛」にある。地方で過酷な取り立てを行っていた王某が、死んだあと牛に生まれ変わったというものである。両話に共通することとしては、ともに官吏に関係がある(王某は転運司の属官、常璠は父が里胥)こと、金銭を扱っていた(王某は塩の取り立て、

常瑤は商人）こと、早死にしていることである。王某の悪辣さと比べると常瑤の方はマシなように感じられるが、里胥であった父の悪行が投影されたと捉えるのは、本文にそのような記述もないので、うがち過ぎだろうか。ただかなりの資金をもらっておきながら全く恩義を感じず、かえって資産を奪い、恩を仇で返したところが批難されたのだろう。耕作牛に見られるように、牛には人に使われて労働に従事するイメージもあり、生前に人々を苦しめて富を得ていた者が、逆に使役される立場になるという因果応報が示された話と解釈できる。

【キーワード】

常瑤、里胥、落魄亡頼、區肆、犢、籓、邑市、健僕

三、『夷堅志』支甲卷第二「胡煌僕」訳注稿

【原文】胡煌僕

霸州文安縣人胡煌、居莫金口、家稍豊、好義忘利。一僕曰嚴安、執役二十八年、恭謹有信、未嘗輒受傭直、煌與之、則云姑儲於主家、須欲用乃取。愛惜主物、不妄費分毫。煌待之如弟、嚴亦呼煌爲兄、而謂其妻爲嫂。紹興庚辰、虜正隆某年也、歲之中春、嚴把煌挾入浴室云、「有一密事。」煌笑曰、「非從我索積歲雇直乎。」曰、「否。」「嫂與外人私乎。」曰、「否。」「然則捨兩者外、何等可密。」嚴曰、「兄將死、又不以善終、自今七十日、當遭雷震於縣市。弟有一術可救、能信之乎。」煌素重其人、告於妻子、皆憂窘莫知所出。後六十三日、扣嚴曰、「若果如弟言、天期已逼、所謂術者云何。」即授以秘呪、曰、「才脫兇厄、吾亦從此逝矣。」及期、天宇澄霽、四野無雲。嚴塚壘桌凳數層、假僧袈裟蒙其上。至午、烟

霧空興、迅雷激電。引煌入伏桌下、使急誦呪。須臾、火光迸裂、旋繞左右、若有所尋索。一天神披甲仗鉞、呼諸鬼物曰、「胡煌無處求、今已失時、此人既免天誅、且延一紀之壽、吾曹將奈何。」霍然而散、猶未晡。嚴旋不知所在。煌至壬辰歲始亡。

【現代語訳】胡煌の僕

霸州文安県の人、胡煌は莫金口⁽¹⁾に暮らし、家はすこぶる裕福で義を好み、利を気にしなかった。嚴安という僕がいて、胡煌に奉公すること二十八年、恭しく慎み深かったので人々に信頼され、これまでずっと雇い賃を受け取ったことがなかった。胡煌が雇い賃を与えたところ、嚴安は「とりあえずご主人に預けておき、使いたくなったら頂きます」と言い、主人の物を大事にしてわずかばかりも無駄遣いはしなかった。胡煌は嚴安を弟のように扱い、嚴安も胡煌のことを兄と呼び、胡煌の妻のことを嫂（あによめ）と言った。紹興庚辰の年（紹興三十年、一一六〇年）は金の正隆某年に当たり、その二月のこと、嚴安は胡煌の袂を掴んで浴室に入り、「秘密の話があります」と言った。胡煌が笑って、「私から長年の雇い賃を取ろうというのではないか」と言うと、嚴安は「違います」と言った。胡煌が「嫂（私の妻）が外の男と密通しているのか」と言うと、嚴安は「違います」と言った。胡煌が「それならこの二つのことのほかに何を秘密にすべきことがあるのか」と言うと、嚴安は「兄上は間もなく死にます。しかも善い終わり方ではありません。これより七十日後、県城内の市場において雷に打たれるはずですが、弟にはこれを救う術が一つあります。信じて頂けるでしょうか」と言った。胡煌は日頃から嚴安を重んじていたので、このことを妻子に告げると、皆困り果ててどうしたらよいかわからなかった。六十三日後、胡煌は嚴安に教えを乞うて「もし弟の言うとおりであるならば、すでにその期日が迫っている。弟の言う術とは何か」と尋ねた。嚴安は胡煌に秘呪を授けて、「かろうじて兄上の災厄を脱することができて、

私はそれによってこの世を去ることになるでしょう」と言った。期日になると、天地は澄んで晴れ渡り、見渡す限り雲一つなかった。嚴安は机と椅子を何層にも積み上げ、僧の着る袈裟を借りてきてその上にかぶせた。正午になると、もやが立ちこめて激しい雷が鳴り響き稲妻がはしった。嚴安は胡煌を机の下にもぐりこませると、急いで呪文を唱えさせた。わずかばかりの後に、稲光が空を裂いてほとばしり、ぐるぐると旋回して、まるで何かを探しているかのようにであつた。鎧を着て鉞を持った天神が、従っている鬼神たちに向かって「胡煌がどこにいるのかわからないが、すでに時間が過ぎてしまった。こやつが天誅を免れ、十二年の寿命が延びたからには、我々にはどうすることもできない」と言った。天神が慌ただしく去って行ったとき、まだ夕暮れ時にもなっていない。一方で、嚴安はたちまち行方がわからなくなってしまった。胡煌は壬辰の年（乾道八年、一一七二年）になつてようやく亡くなった。

【注釈】

(1) 現在の河北省文安县に位置する。霸州はもと唐の幽州永清県の地で、後周の時代に霸州が置かれ、その下に文安县と大城県が置かれた。北宋では当初、霸州の州治は永清県に置かれたが、霸州は遼宋の国境付近に位置し、遼の支配下にあつた永清県が廃されて文安县に州治が移された。金では遼の益津郡を霸州に編入するとともに州治が益津県に移され、霸州は益津・文安・大城・信安の四県を管轄することとなった。文安县は霸州の南西部、州治の益津県から見れば南方に位置する。

(2) 胡煌については未詳。

(3) 莫金口は文安县の八砦の一つ。『宋史』巻八六、地理志二の霸州文安县の割注に「有劉家渦・刁魚・莫金口・阿翁・鴈頭・黎陽・喜渦・鹿角八砦」とある。また雍正『畿輔通志』巻四〇に「在霸州南。方輿紀要相傳、有莫金二

姓居此、故名。宋時嘗設寨、今名口頭村。」とある。

(4) 「虜」は金朝のことを指し、紹興三〇年は金の正隆五年(庚辰)に相当する。なお『四庫全書』本はこの「虜」を「金」に改めている。

(5) 「桌」は机、「凳」は背もたれのない椅子を指す。「桌凳」で、食事や飲茶に用いるようなテーブルと椅子のセットのこと。『夷堅志』三志辛卷二「彭師鬼孽」にも「盤盂桌凳」と見え、食事をするための基本的な道具一式を指している。

(6) 「披甲」は鎧を身につけること、「仗鉞」は鉞(刃の広い大型の斧)を持つことで、将帥のシンボルとされる。ここでは「天神」が將軍の装いであることが示されていて、これは『邵氏聞見録』卷二に採録する、北宋仁宗の延寿に關する話に現れる神と共通点が見られる。【解説】参照。

【解説】

この話は主人の死を悟った僕の嚴安が、その命と引き換えに主人の寿命を十二年(一紀)延ばす内容となっている。寿命を延ばす話はよくある主題だが、最も頻繁に見られるのは、平生の良い行いが「陰徳」として認められ、「冥司」や「陰官」と呼ばれる冥界の官によって寿命が延ばされる内容である。『夷堅志』でも「張文規」(乙卷四)、「聶從誌」(丙卷二)、「屈師放鯉」(丙卷一九)、「七星橋」(補卷三)などがあるが、その過程は、一度寿命で死んだ際に冥界でこれらの官に出会い、生き返ることになるパターンと、死ぬ間際に夢にこれらの官が現れて生還するパターンに大別される。またやや細部の異なるものの例としては、北陰天王廟の神がある娘を見初めた結果、天律に違反してその娘の寿命を延ばそうとした「雍氏女」(補卷一五)や、死を目前にした父に対し、二人の子が道士を招いて夢の中に入って冥界の官

に遭い、上帝の命と偽って寿命を「一紀」延ばさせたが、結果として「一紀」〓十二か月後に父は死んでしまい、天命からは逃れられないという教訓で結ぶ「甄錡家醜」（支甲卷六）などがある。

これらの話と比べると、「胡煌僕」では、主人が僕を家族同様に待遇した（僕が主人を兄と呼び、俸給を受け取らなかった）恩に報いたという応報の構造は同様であるが、主人の胡煌は「義を好み利を忘る」人物だった一方で、陰徳があったというよりは、むしろ「天誅」を下されるはずだったので、何かしらの悪事を行ったことを暗示させる。天下や広く公的なことがらに対して徳があつたわけではなく、兄弟関係にも擬せられる私的な主僕関係の中の「陰徳」があり、その結果寿命が延ばされたという点は独特であろう。僕の嚴安は、秘術を用いて「天神」から一時的に主人の身を隠すことで、主人の寿命を一紀延ばすことに成功した。

この天神は將軍の装いで描かれるが、『邵氏聞見録』卷二にこれに類似した描写の話が載せられている。至和年間、仁宗が病に倒れたが三日で回復した。その間、いばらの中を道に迷う夢を見たが、夢の中で天から金の鎧をまとった神（「有神人被金甲」）が現れて、仁宗に「あなたは仁の心があるから、一紀の寿命を与えよう」と言った。仁宗がその神に正体を探ねると、「葛將軍」であると答えたので、夢から覚めた仁宗はそれを調べさせると、『道藏』の中に天門を司る葛將軍が見られ、都にその廟を建てたという。

「胡煌僕」の「天神」がどのような神か明示されることはないが、上記の話と同様、「葛將軍」のような天門を司る道大神として設定されている可能性が高い。また僕の嚴安の正体も明かされることはないが、天神を欺いたのであるから、高位の道士であるか、あるいは何らかの神（道大神）の化身であったと考えるのが妥当であろう。

【キーワード】

延寿、僕、呪術、雷、天神

四、『夷堅志』支甲卷第三「熊二不孝」訳注稿

【原文】熊二不孝

興國軍民熊二、稟性悖戾。父明爲軍卒、年老去兵籍、不能營生理、妻又早亡、惟恃子以爲命、而視如路人、至使乞食。明垂泣致懇、肆罵弗聽、將訴之於官、復不忍、但每夜焚香、仰告神天、冀其子回心行孝。如是二年。惡子方從其徒縱飲聚博、長空無雲、忽變陰慘、雨脚如麻、雷電交至、諸人對面翳暗、莫能舉目、聞有呼熊二者。良久開霽、不見其人、相率尋覓、得尸於郭門外、剗其眼、截其舌、朱字在背、歷歷可認、曰「不孝之子」。時淳熙三年九月七日也。

【現代語訳】熊二の親不孝

興國軍の民である熊二は、天性が逆上のかつ暴力的であった。その父親の熊明は、軍人であったが、年老いて兵籍を去り、(一人で)生活することができず、妻もその上亡くなっていたため、ただ子に頼ることで長らえるだけであった。しかし熊二は、父の熊明をあかの他人のように扱ったため、乞食をさせるまでに至った。熊明は、涙を流して泣きながら懇願したが、熊二はほしきままに罵声を浴びせ、ききいれようとしなかった。(そのため熊明は)役所に訴えようとしたが、そんなことには耐えられないので、毎晩香を焚き、あおいで天神に訴え、その子が悔い改めて孝行息子になってくれることを願うだけであった。こうして二年が経った。

親不孝な子が、ちょうどその仲間たちと酒を存分に飲んで集まって賭博に興じていると、天空には雲がなかったのに、突然ぞっとするような凄惨な光景になって、麻のように雨が密集して激しく降り、雷と稲妻が交錯した。（その場いた）多くの人は、対面しても目がかすむぐらい暗くて目をあげて見ることもできず、熊二を呼ぶ者があるのを聞いた。しばらくして雨がやみ、からりと晴れたが、熊二（の姿）は見えなかった。（そこで）諸人が連れ立ってその人を捜し求めると、城門の外に屍があり、その目はえぐられ、その舌は断ち切られ、背中に朱色の字で、「不孝の子」と明らかに認識できるように記されていた。時は淳熙三年（一一七六年）九月七日のことである。

【注釈】

- （1）興国軍は、南宋時代においては江南西路の管轄下。現在の湖北省陽新県。宋代における「軍」は、軍隊の集団が駐屯している比較的狭い地域を州から独立させた行政区画のことで、一〜二県を管轄した。『元豊九域志』卷六、江南路によると、太平興国二年（九七七年）に鄂州永興県を独立させて永興軍を置き、通山県、大冶県を永興軍の所管とした。そして翌年の太平興国三年（九七八年）に、永興軍を興国軍に改称し、興国軍の治所を永興県としたとある。
- （2）熊二、熊明については、『宋人傳記資料索引』等には未見。熊明はもと軍人であることが本文から分かるが、両者ともに未詳。
- （3）兵籍は、兵士の名籍（戸籍）のこと。兵戸、軍戸を指す。宋代は募兵制を中心としているので、熊明の家は職業軍人の家であった可能性が高い。
- （4）本文中の賭博が具体的に何を指しているのかは未詳。なお賭博の「博」は「六博」に由来しているとされる。「六博」は、古代中国のゲームで、先秦時代には囲碁などと並ぶ代表的なボードゲームであった。すごろくに似たゲー

ムであったと考えられ、文献や「六博」に興ずる人を描いた陶俑などの出土資料が複数残っているが、そのルールはよくわかっていないようである。

(5) 本文中の「雨脚如麻(麻のように雨が密集して激しく降り)」の句は、杜甫(七一二～七七〇年)「茅屋爲秋風所破歌」七言古詩(『杜工部集』卷四、古詩)の中に見える。この詩は、上元二年(七六一年)、成都の浣花溪のほとりに住んでいた杜甫五〇歳のときの作で、暴風雨が吹いて屋根を吹き飛ばされた時のことを詠ったもの。洪邁は、この詩を出典とした可能性が考えられる。その詩には、

八月秋高風怒號

八月の秋空は高く風は怒り叫ぶようだ。

卷我屋上三重茅

私の家の屋上には三重に茅を葺いている。

茅飛渡江灑江郊

茅は飛んで川を渡り、岸部の野原に注ぎ、

高者掛胃長林梢

高く舞い上がったものは背の高い林の梢にひっかかり、

下者飄轉沈塘坳

低いものはくるくる回って水たまりに沈む。

南村群童欺我老無力

南村の群れをなした子供らは私が老いて力の無いのを侮り、

忍能對面爲盜賊

私が黙っていると目の前で泥棒を働く。

公然抱茅入竹去

公然と茅を抱いて竹林の中に逃げ去るのだ。

唇焦口燥呼不得

唇は焦げ口は乾き、呼んでも追いつけず、

歸來倚杖自歎息

帰って来て杖によりかかりため息をつくばかりだ。

俄頃風定雲墨色

しばらくして風は落ち着き、雲は墨のように黒くなる。

秋天漠漠向昏黑

秋空はだんだん暗くなり、真つ黒な夜になっていく。

布衾多年冷似鐵

驕兒惡臥踏裡裂

床頭屋漏無干處

兩脚如麻未斷絕

自經喪亂少睡眠

長夜沾濕何由徹

安得廣廈千萬間

大庇天下寒士俱歡顏

風雨不動安如山

嗚呼何時眼前突兀見此屋

吾廬獨破受凍死亦足

とある。

布団は長年使っており、冷たいことは鉄のようだ。

腕白息子は寝相が悪く、布団の裏を踏み破ってしまった。

寝台のあたりには雨漏りがして乾いている所が無い。

雨脚は麻のように密集して激しく降り、まだ止まない。

世の乱れを経験してより睡眠は少なく、

秋の夜長を濡れて湿ってどうやって明かそうか。

どうやって千万間もある大邸宅を手に入れようか。

大いに天下の寒士をかばっていっしょに笑い合いたいものだ。

風雨にも動じず、どっしりしていることは山のようにだ。

ああ何時、目の前に高くそびえるこの館を見よう。

私の庵が破れて私は凍死してしまおうとしても、満足だ。

〔6〕「不孝」は、唐律における十悪の一つ。『唐律疏義』三〇巻を踏襲した宋代の刑法典『宋刑統』巻一にも十悪の記述が見える。『唐律疏義』巻一、名例六、十悪には、「七曰不孝」とあり、不孝に該当する罪と刑罰が以下に具体的に記されている。それによると、

・ 祖父母・父母を官憲に訴える（告発・告訴・民事訴訟の提起など）。↓絞

・ 祖父母・父母の寵愛を求めて呪詛を行う。↓流二千里

・ 祖父母・父母を面と向かって通常の会話では決して用いないような語彙を連ねて悪口を浴びせかける。↓絞

- ・ 祖父母・父母が健在なのに戸籍上において独立の戸を立てる。あるいは家産を分割して独立の家計をもつ。
↓ 徒三年
 - ・ 祖父母・父母への供養（その心を樂しませ、志に違わず、飲食の世話をして養う）を欠く。↓ 徒二年
 - ・ 父母の喪中に自らの意志で結婚する。↓ 徒三年
 - ・ 父母の喪中に自ら樂器を演奏したり歌舞したりする。あるいは人にやらせる。↓ 徒三年
 - ・ 父母の喪中に喪服を脱いで吉服を着る。↓ 徒三年
 - ・ 祖父母・父母の喪をかくして哀悼しない。↓ 流二千里
 - ・ 祖父母・父母が健在なのに、死を詐称する。↓ 徒三年
- とある。律令研究会編『訳注日本律令』五、唐律疏義訳註篇一（東京堂出版、一九七九年）を参照。

【解説】

この逸話の内容は、嘗て軍人であった人物が年老いて子に頼って生活せざるを得なくなった際に、素行の悪い親不孝の子が、親をぞんざいに扱ったため、やがてその子に天罰が降ったという展開になっている。

南宋時代にも介護を要する親をいたわらない子がいたことが窺える一方で、「不孝」の子を司直の手にゆだねられなかった場合には、その子に天罰が降ることを示唆している。「不孝」な子への戒めともいえる懲悪の結末から、時人の「不孝」観を見出せる。

なお魏晋南朝政権下での「不孝罪」の法定刑は、「棄市（斬首）」であり、唐律よりもより厳しかったことが窺える。水間大輔「魏晋南朝の不孝罪」（『中央学院大学法学論叢』三四―二、二〇二一年）を参照。唐律は北朝系の系譜をひいて

いることによる相違か。

【キーワード】

不孝、十惡、惡子、退役軍人、軍籍（軍戸）、乞食、老後、老人、介護、神頼み、賭博、天罰、勸善懲惡、孝・不孝観、孝・不孝観の変遷

五、『夷堅志』支甲卷第三「姜彦榮」訳注稿

【原文】姜彦榮

鄱陽醫者姜彦榮、淳熙十二年、遷居豐泰門内。因夜歸、停燭獨坐、尋繹方書、見老人拊戸而立、注目視之、已不見、知其爲怪、而未暇窮其迹。他夕、赴市民飲席醉歸、復遇之、灼然可識、龐眉白首、髭髯如雪、著皂綠素袍。姜大呼叱之、沒於地。姜曰、「是必害藏物欲出耳。」遲明、發土二尺許、獲銀小錠、重十有二兩。復刷之、鏗鏗然聞金革之聲、堅不可入。姜慮無望之福或反致禍、乃止。

【現代語訳】姜彦榮

鄱陽^①の医者、姜彦榮^②は、淳熙一二年（一一八五年）に豊泰門内^③に居を移した。ある夜、家に帰り、蠟燭の灯りのもとで一人座って医葉書^④を参照検討していたところ、老人が戸に寄りかかって立っているのが見えた。目を凝らして見るとすでに見えなくなってしまったので、怪異だと気付いたが、その行方を窺う暇はなかった。後日の夕方、市中の民の宴

席に行つて、酔つて帰ると、またその老人に出くわし、白い毛の混じつた眉と白い頭髮に、雪のように白いひげをたくわえ、黒い縁どりの白い服^⑥を着ているのはつきりとわかつた。姜彦榮が大声で老人を叱りつけると、老人は地中に潜つてしまった。姜彦榮は「これは地中に埋めた財物が外に出たがったに違いない」と言い、明け方、二尺（約六十センチメートル）ほど土を掘り返したところ、小さな銀の塊を見つけたが、その重さは十二両（約四百八十グラム）であつた。さらに土を掘つていくと、キンキンという戦争で武器を打ち鳴らすような音^⑦がし、硬くて掘り進めることができなかつた。姜彦榮は望まぬ幸福がかえつて災いをもたらすことを恐れ、それ以上掘るのをやめた。

【注釈】

(1) 鄱陽は現在の江西省鄱陽県。南宋では江南東路に属し、饒州の附廓県に相当する。なお『夷堅志』の編者洪邁は饒州鄱陽の人であり、この支甲卷三から卷四にかけて、鄱陽を舞台とする怪異譚が多く収録されている。本話も身近で語られた話の一つということにならう。

(2) 姜彦榮は未詳。

(3) おそらく現在参照可能な最も古い鄱陽県志である康熙『鄱陽県志』では、卷一に「輿地図」を載せるが、そこには東門・西門・南門・北門のほか「波月」門が見られるのみで豊泰門は見られない。一方、康熙『饒州府志』卷四、坊都、鄱陽には「西隅領圖八坊」の筆頭に「豊泰」の名が見える。豊泰門は、おそらく鄱陽県の西隅付近にあつた門のことを指したと考えられ、「西門」の異称もしくは旧称であつた可能性もあろう。

(4) 方書は医薬書のことを指す。『史記』扁鵲伝に「禁方書」と同義の語として「方書」が見られ、後に医薬書のこと^④を指した。『宋史』卷一六六、職官志の御藥院勾当官の説明にも「掌按驗方書、修合藥劑、以待進御及供奉禁中之

用」と書かれるのが見える。

(5) 龐眉は黒白が入り混じった眉を、白首は白い頭部すなわち白髪を指し、龐眉白首で老人の形容となる。同様の表現に「龐眉皓首」（杜甫「戲韋僊為双松園歌」など）・「龐眉皓髮」（王維「賀古樂器表」など）があるが、『後漢書』劉寵伝には「山陰縣有五六老叟、彪眉皓髮」とあり、李賢は「彪、雜也。老者眉雜白黒也。」と注する。「彪」は「龐」に通じ、清、趙殿成の『王右丞集箋注』巻一六が王維「賀古樂器表」の「龐眉皓髮」に対して『後漢書』劉寵伝李賢注を引くように、「龐眉」の「龐」は混じる意味であらう。

(6) 素袍は白い袍、すなわち白い長衣を指す。素袍は一般に平民や無官の処士が身に付けるが、道士のいでたちとしてもよく見られる。たとえば『宋史』方技伝上、趙自然伝（巻四六一）には、趙自然が夢で「狀貌魁偉、綸巾素袍、鬢髮班白」の老人に会い、道教の素質に目覚めたとある。皂緑は字義とおり解釈すれば黒緑色となるが、下文の素袍と矛盾し解釈が難しくなるため、ここでは「緑」は「縁」の誤りと考え、「皂縁」として解釈しておきたい。「皂縁」は『後漢書』礼儀志上に「皆服都紵大袍單衣、皂縁領袖中衣、冠進賢、扶王杖。」とあるほか、『晋書』巻二五、輿服志に、漢制の皇太子の服装として「朱衣絳紗褌、皂縁白紗、其中衣白曲領。」とあり、古くは貴人の服の袖に黒い縁取りを施したことが窺える。時代が下ると、処士など身分の低い人の服にも用いられ、『宋史』巻二一九、樂志四には、政和三年九月の詔として「大晟樂頒於太學辟廱、諸生習學、所服冠以弁、袍以素紗皂縁、紳帶、佩玉。」とあり、辟雍・太学の学生が白い袍に黒い縁取りをした服を身に着けたことがわかる。また羅大經『鶴林玉露』巻八に「衣用黃白青皆可、直領、兩帶結之、縁以皂、如道服。」とあるほか、明末の作となるが文震亨『長物志』巻九、道服には「製如申衣、以白布爲之、四邊延以緇色布、或用茶褐爲袍、縁以皂布。」とあって、「緇」も「皂」もともに黒色を指すから、道服は白地に黒い縁取りが一般的だったことが窺える。

(7)「金革」は武器と鎧のことを指し、『礼記』中庸の「衽金革、死而不厭」に孔穎達は「金革、謂軍戎器械也。」と注し、朱熹は「金、戈兵之屬。革、甲冑之屬。」と注する。「金革之聲」は転じて戦争の意味となり、唐、孫樵「書褒城駅屋壁」に「天下無金革之聲而編戶日益破」、また韓愈「上巳日燕太学聽弹琴詩序」に「四方無鬪争金革之聲、京師之人既庶且豊」とある。

【解説】

この話は、老人の姿をした怪異を発見した医者姜彦栄が、その老人の正体を窖蔵物（地中に埋められた財物）と看破して地中を掘ってみたところ、果たして小さな銀の塊が見つかり、地中にはさらに財物のありそうな気配があったが、掘り返すことによって禍を招くことを恐れ掘るのをやめた、という筋書きである。

様々な物に精が宿り怪異となる話は多く見られ、ジャンルごとに話を分類する『太平広記』では「精怪」の項の中にさらに「雑器用」と分類される項があり、竈や箒など日用品による怪異の話を集めている。また金銀の精が人の姿形をとる話は『太平広記』では「宝」の項の「金」の項にも見られ、例えば「何文」と題する話では、それぞれ「黄衣」を着た者が金、「青衣」を着た者が銭、「白衣」を着た者が銀の精として登場し、主人公の何文がそれを土中から掘り出して富を得るという筋書きになっている。姜彦栄が、黒の縁取りを施した白い服を着た老人を、土中に埋められた怪異の精と認識し、掘ってみれば果たして銀が現れたというのも、こうした伝統的な話柄に則ったものと考えられる。

また土中に財を埋めるという行為は、南宋期にとりわけ多く見られた可能性を指摘しておきたい。『建炎以来繫年要録』では建炎元年二月乙丑（巻二）、建炎四年二月丙戌（巻三一）、紹興二年四月庚寅（巻五三）、紹興五年閏二月己酉（巻八六）の条でそれぞれ窖蔵に言及があるが、それらは戦乱から逃れるため民間で埋められた財が、主に金軍によつ

てあばかれたことを記している。とりわけ紹興二年四月庚寅条では「兩京民間窖藏及冢墓破伐殆遍矣。」と言う。北宋期を記述する『續資治通鑑長編』では「窖藏」の用例が主に穀物貯藏について言及したもののなのに対して、南宋初期の用例では全て民間の財貨を指すのは、やはり戦乱を逃れて南遷した人々が実際に多く財を土中に隠したからなのである。

南宋に書かれた筆記の類にも財貨の「窖藏」に対する言及は見られ、周密『癸辛雜識』には「重窖」（統集卷上）という話が収録されている。それによれば、兵乱以降、あらゆる家で窖藏が行われたが、大体は奴僕や盗賊、軍兵によってあばかれ、それを免れる方法はほとんどなかった。しかしある人が考えた妙法があり、埋める際に財物と土を何層にも重ねて配置すれば、一番上層の物を盗まれても下の物は無事だと言うのである。周密はこの説を「甚奇」と高く評価しており、ここからは当時多くの「窖藏」された財貨があると考えられていたこと、および何層にもわたって財貨を埋めた例もあったことが窺える。姜彥榮の話は最初に財貨を見つけたところで、さらに掘ればかえって災いが起こることを恐れて掘るのをやめている。この訓話は、右のような現状を反映して生まれた物語なのであろう。

【キーワード】

医者、老人、精怪、銀、窖藏

むすびにかえて

本稿では、我々の『夷堅志』共同研究のプロジェクトの七編目の研究成果として、『夷堅志』支甲卷第二、卷第三に

所収の五話（「九龍廟」、「常璠牛」、「胡煌僕」、「熊三不孝」、「姜彦榮」）に関わる訳注稿を公表した。最後にこの五話に基づいた史的研究活用への便をはかるための一覧表を呈示しておきたい（後掲の「一覧表を参照」）。

後掲の「一覧表」は、各逸話の標題、内容関連キーワード、登場人物、逸話の舞台となった地域、時期、話題の提供者、出典を整理したものである。『夷堅志』の全容把握に向けては、これまで公表した六編の成果を加えても、まだまだ全体の三〇話程度に過ぎず、情報量は余りにも少ないが、こうした研究作業は今後さらに継続的かつ精力的に推進していく予定である。『夷堅志』所収の逸話が、我々の共同研究の成果により、より多くの中国史研究者のみならず、関連分野の研究者にも活用してもらえたいことを期待したい。

標 題	内容関連 キーワード	登場人物	地 域	時 期	提供者	出 典
九龍廟	白龍谷、陶人梁氏、 陶冶、窯、瓦器、 窠邪不正、白龍廟、 龍翁、龍九子、 郷社、亢陽、祈雨	梁氏、 龍翁、 (龍)九子	潼州 (潼川府)	?	朱從龍	支甲巻2
常瑤牛	常瑤、里胥、 落魄亡頼、區肆、 犢、簞、邑市、 健僕	常瑤、 康德休、 德休二子、 健僕	晋州 (平陽府)	?	朱從龍	支甲巻2
胡煌僕	延寿、僕、呪術、 雷、天神	胡煌、 嚴安	霸州 文安県	紹興30年 (1160年)	朱從龍	支甲巻2
熊二不孝	不孝、十惡、惡子、 退役軍人、 軍籍(軍戸)、 乞食、老後、老人、 介護、神頼み、 賭博、天罰、 勸善懲惡、 孝・不孝観、 孝・不孝観の変遷	熊二、 熊明、 熊明の妻、 熊二の遊び仲 間	興国軍 (江南西路)	淳熙3年 (1176年)	朱從龍	支甲巻3
姜彦榮	医者、老人、精怪、 銀、窖藏	姜彦榮	饒州 鄱陽県	淳熙12年 (1185年)	朱從龍	支甲巻3

(1) この共同研究プロジェクトは、科学研究費補助金基盤研究(B)の助成を受け、平成三一年年度から令和四年度までの四年間にわたる研究計画のもとに、須江隆を研究代表者として、七名の研究分担者と五名の研究協力者により推進されているものである。

(2) 須江隆・榎並岳史「南宋・洪邁『夷堅志』の史的研究活用に向けて(一)」(『人間科学研究』第一八号、二〇二二年)、須江隆・小島浩之・津田資久・梅村尚樹・村田岳「南宋・洪邁『夷堅志』の史的研究活用に向けて(二)」(『東京大学経済学部資料室年報』第一号、二〇二二年)、須江隆・榎並岳史「南宋・洪邁『夷堅志』の史的研究活用に向けて(三)」(『人間科学研究』第一九号、二〇二二年)、須江隆・小島浩之・藤本猛・渡辺健哉・高橋亨「南宋・洪邁『夷堅志』の史的研究活用に向けて(四)」(『東京大学経済学部資料室年報』第一二号、二〇二二年)、渡辺健哉・小島浩之・村田岳「南宋・洪邁『夷堅志』の史的研究活用に向けて(五)」(『大阪公立大学東洋史論叢』第二二号、二〇二二年)を参照。

(3) 須江隆・江川式部「南宋・洪邁『夷堅志』の史的研究活用に向けて(六)」(『人間科学研究』第二〇号、二〇二三年出版予定)。

【付記】

本稿は、科学研究費補助金基盤研究(B)「南宋・洪邁『夷堅志』の史的研究活用に向けた史料性及び全容の解明と情報ツールの構築」(JSPS科研費 JP19H01325)による研究成果の一部である。